

医療費の助成制度について

1 内容

病院等を受診した際に支払った「医療費」の一部を助成する制度です。

2 助成対象者 平成 27 年 4 月 1 日より「小・中学生」も対象に追加されました。

3 助成期間

小学校入学から中学校卒業（満 15 歳になった日以後の最初の 3 月 31 日）まで
※市外に転出された場合は、転出された日で助成期間終了となります。

4 対象となる医療費

医療機関などに支払った自己負担分のうち、保険診療分が対象となります。ただし、高額療養費や家族療養付加金などの給付金があるときは、その金額を除いた分が対象となります。

5 助成金額

1 ヶ月ごと、病院ごとに、自己負担額を差し引いた金額を助成します。

診察・入院日数	1 日	2 日以上
自己負担額	800 円	1,600 円

※院外処方の薬代については、保険診療分でかかった全額を助成します。（自己負担額は、ありません）

6 助成申請手続きに必要なもの

- ①印鑑
- ②支給申請書（資格認定後、「受給者証」と一緒に交付されます）
- ③医療費の領収書

医療機関等で自己負担分をいったん支払い、診療月の翌月以降に、市役所へ支給申請を行ってください。後日、指定口座へ助成金額を振込みます。

なお、②申請書に医療機関等から自己負担分の証明を受けた場合は、③領収書の添付は必要ありません。

※乳幼児（小学校就学前までのお子さま）は、今までどおり、医療機関等の窓口で「受給者証」を提示すると自己負担額までの支払いで受診できます。

— この件に関するお問い合わせ —
島原市 福祉保健部 こども課
こども家庭班（福祉医療費担当）
TEL：0957-63-1111（内線278）